自己資本の構成に関する開示事項(2019年3月期第2四半期(中間期))

【三井住友信託銀行】 (連結・国際統一基準)

(単位:百万円、%)

	,	(4-14-	. [73 17 / 70/
国際様式の 該当番号	項目	2018年 9月末	2018年 6月末
	普通株式等Tier1資本に係る基礎項目		
1a+2-1c-26	普通株式に係る株主資本の額	1,988,254	2,018,128
1a	うち、資本金及び資本剰余金の額	751,975	751,992
2	うち、利益剰余金の額	1,312,302	1,266,136
1c	うち、自己株式の額(△)	-	-
26	うち、社外流出予定額(△)	76,023	-
	うち、上記以外に該当するものの額	-	-
1b	普通株式に係る新株予約権の額	=	=
3	その他の包括利益累計額及びその他公表準備金の額	484,682	495,944
5	普通株式等Tier1資本に係る調整後非支配株主持分の額	=	=
6	普通株式等Tier1資本に係る基礎項目の額 (イ)	2,472,936	2,514,073
	普通株式等Tier1資本に係る調整項目		
8+9	無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	151,108	157,204
8	うち、のれんに係るもの(のれん相当差額を含む。)の額	87,414	90,358
9	うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外のものの額	63,693	66,845
10	繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	340	237
11	繰延ヘッジ損益の額	△ 11,198	△ 21,638
12	適格引当金不足額	8,797	9,485
13	証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	1,567	1,638
14	負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	-	-
15	退職給付に係る資産の額	117,382	115,200
16	自己保有普通株式(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	=	=
17	意図的に保有している他の金融機関等の普通株式の額	=	=
18	少数出資金融機関等の普通株式の額	=	=
19+20+21	特定項目に係る十パーセント基準超過額	=	=
19	うち、その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に該当するものに関連するもの の額	-	-
20	うち、無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。)に関連するものの額	-	=
21	うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	=	=
22	特定項目に係る十五パーセント基準超過額	-	=
23	うち、その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に該当するものに関連するもの の額	-	-
24	うち、無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。)に関連するものの額	=	=
25	うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	-	_
27	その他Tier1資本不足額	-	_
28	普通株式等Tier1資本に係る調整項目の額 (ロ)	267,998	262,128
	普通株式等Tier1資本	,	
29	普通株式等Tier1資本の額((イ)ー(ロ)) (ハ)	2,204,938	2,251,944

			(甲江:	日万円、%)
	様式の i番号	項目	2018年 9月末	2018年 6月末
		その他Tier1資本に係る基礎項目	1	
	31a	その他Tier1資本調達手段に係る株主資本の額	-	_
	31b	その他Tier1資本調達手段に係る新株予約権の額	-	_
30	32	その他Tier1資本調達手段に係る負債の額	340,000	290,000
		特別目的会社等の発行するその他Tier1資本調達手段の額	-	
34	-35	その他Tier1資本に係る調整後非支配株主持分等の額	12,911	12,869
33	+35	適格旧Tier1資本調達手段の額のうちその他Tier1資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	110,000
3	33	うち、銀行及び銀行の特別目的会社等の発行する資本調達手段の額	-	110,000
3	35	うち、銀行の連結子法人等(銀行の特別目的会社等を除く。)の発行する資本調達手段の額	-	
3	36	その他Tier1資本に係る基礎項目の額 (ニ)	352,911	412,869
		その他Tier1資本に係る調整項目	L.	
3	37	自己保有その他Tier1資本調達手段の額	-	_
3	38	意図的に保有している他の金融機関等のその他Tier1資本調達手段の額	-	_
3	39	少数出資金融機関等のその他Tier1資本調達手段の額	-	_
4	10	その他金融機関等のその他Tier1資本調達手段の額	=	=
4	12	Tier2資本不足額	-	
4	13	その他Tier1資本に係る調整項目の額 (ホ)	-	=
			L	
4	14	その他Tier1資本の額((ニ)ー(ホ)) (へ)	352,911	412,869
		Tier1資本		
4	15	Tier1資本の額 $((ハ) + (へ))$ (ト)	2,557,849	2,664,814
		Tier2資本に係る基礎項目	•	
		Tier2資本調達手段に係る株主資本の額		_
	1.0	Tier2資本調達手段に係る新株予約権の額		_
4	16	Tier2資本調達手段に係る負債の額	270,000	270,000
		特別目的会社等の発行するTier2資本調達手段の額		_
48	-49	Tier2資本に係る調整後非支配株主持分等の額	2,824	2,794
47	+49	適格旧Tier2資本調達手段の額のうちTier2資本に係る基礎項目の額に含まれる額	279,192	289,265
4	17	うち、銀行及び銀行の特別目的会社等の発行する資本調達手段の額	279,192	289,265
4	19	うち、銀行の連結子法人等(銀行の特別目的会社等を除く。)の発行する資本調達手段の額	=	=
5	50	一般貸倒引当金Tier2算入額及び適格引当金Tier2算入額の合計額	2,588	4,767
5	0a	うち、一般貸倒引当金Tier2算入額	2,588	4,767
5	0b	うち、適格引当金Tier2算入額		
5	51	Tier2資本に係る基礎項目の額 (チ)	554,605	566,826
		Tier2資本に係る調整項目	•	
5	52	自己保有Tier2資本調達手段の額	-	=
5	53	意図的に保有している他の金融機関等のTier2資本調達手段の額		
5	54	少数出資金融機関等のTier2資本調達手段の額		
5	55	その他金融機関等のTier2資本調達手段の額	1,540	1,540
5	57	Tier2資本に係る調整項目の額 (リ)	1,540	1,540
		Tier2資本		
5	58	Tier2資本の額 $((チ) - (U))$ (ヌ)	553,065	565,286
		総自己資本		
5	59	総自己資本の額((ト)+(ヌ)) (ル)	3,110,914	3,230,101

(単位:百万円、%)

	(甲位:百万円、%)						
国際様式の 該当番号	項目	2018年 9月末	2018年 6月末				
リスク・アセット							
60	リスク・アセットの額の合計額 (ヲ)	19,861,313	20,215,073				
連結自己資本比率							
61	連結普通株式等Tier1比率((ハ)/(ヲ))	11.10%	11.13%				
62	連結Tier1比率 ((ト)/(ヲ))	12.87%	13.18%				
63	連結総自己資本比率((ル)/(ヲ))	15.66%	15.97%				
調整項目に係る参考事項							
72	少数出資金融機関等の対象資本調達手段に係る調整項目不算入額	170,718	179,231				
73	その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に係る調整項目不算入額	98,332	97,383				
74	無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。)に係る調整項目不算入額	=	-				
75	繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に係る調整項目不算入額	-	-				
	Tier2資本に係る基礎項目の額に算入される引当金に関する事項						
76	一般貸倒引当金の額	2,588	4,767				
77	一般貸倒引当金に係るTier2資本算入上限額	7,521	9,661				
78	内部格付手法採用行において、適格引当金の合計額から事業法人等向けエクスポージャー及びリテール向けエクスポージャーの期待損失額の合計額を控除した額(当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。)	-	-				
79	適格引当金に係るTier2資本算入上限額	100,559	100,959				
	資本調達手段に係る経過措置に関する事項						
82	適格旧Tier1資本調達手段に係る算入上限額	155,600	155,600				
83	適格旧Tier1資本調達手段の額から適格旧Tier1資本調達手段に係る算入上限額を控除した額(当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。)	=	=				
84	適格旧Tier2資本調達手段に係る算入上限額	343,163	343,163				
85	適格旧Tier2資本調達手段の額から適格旧Tier2資本調達手段に係る算入上限額を控除した額(当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。)	-	-				